

引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

消費税引き上げ分に係る地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりです。

(単位:千円)

区 分	30年度 決算額	左 の 財 源 内 訳					29年度 決算額	増減額
		国 庫 支出金	県支出金	その他 特 財	社会保障財 源化分の 地方消費税 交 付 金	一般財源		
乳・幼児等福祉医療	14,519		4,783			9,736	13,792	727
心身障害者福祉医療	21,872		10,690	137		11,045	20,533	1,339
養護老人ホーム 措置費	32,828			6,836		25,992	28,305	4,523
在宅寝たきり老人等 介護者見舞金	180			180		0	220	△ 40
日常生活用具給付費 補装具給付費	4,747	2,199	1,100			1,448	5,633	△ 886
障害福祉サービス給付費	277,956	138,949	69,475			69,532	275,169	2,787
障害者医療 (育成・更生・療養)	14,833	7,417	3,709			3,707	14,696	137
施設型給付費 (保育所運営費)	286,318	125,067	64,933	6,564	63,218	26,536	283,500	2,818
児童手当及び子ども手当 (職員に係るものを含む)	118,670	78,455	17,560			22,655	119,145	△ 475
未熟児養育医療給付費	1,334	480	260	374		220	301	1,033
臨時福祉給付金							31,170	△ 31,170
教育扶助	12,304	332				11,972	5,439	6,865
計	785,561	352,899	172,510	14,091	63,218	182,843	797,903	△ 12,342